

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署: 学校教育部学校総務課 No.002

処 分 名	教育センター実習室の利用許可の取消し、条件変更、利用停止
処 分 の 概 要	教育委員会は規則の定めにより必要があると認めた場合に、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことがあります。
根拠条例等・条項	教育センター実習室規則（平成 17 年教育委員会規則第 25 号）第 5 条第 4 項、第 6 条
処 分 基 準	処分の先例がないものであって、規則の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	管理上必要があるときは、利用について条件を付すことがあります。（教育センター実習室規則第 5 条第 4 項）

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市教育センター実習室規則

第5条

4 教育委員会は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用目的に反するとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が支障があると認めるとき。